

# 品川区内学校歯科医会助成金交付要綱

制定 平成29年6月27日 教育長決定 要綱第17号

## (目的)

第1条 この要綱は、品川学校歯科医会および荏原学校歯科医会（以下、「学校歯科医会」という。）が児童・生徒の歯の健康啓発のために実施する事業に対する品川区内学校歯科医会助成金（以下、「助成金」という。）の交付について定め、もって児童・生徒の健康増進および学校保健の充実に寄与することを目的とする。

## (助成金の交付対象)

第2条 助成金は、学校歯科医会が児童・生徒の歯の健康啓発に必要な次に掲げる経費のうち教育長が必要かつ適当と認めたものに対し交付する。

- (1) 児童・生徒の歯科健康啓発事業に必要な経費
- (2) 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールに係る経費
- (3) 児童・生徒の歯科医療技術向上のための研究に必要な経費

## (助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、前条に掲げる事業に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

## (助成金の交付申請)

第4条 学校歯科医会は、第1号様式による助成金交付申請書を教育長に提出するものとする。

## (助成金の交付決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、第2号様式による助成金交付決定通知書をすみやかに学校歯科医会に送付するものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、修正を加えあるいは条件を付して交付の決定をすることができる。

## (申請の撤回)

第6条 学校歯科医会は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、助成金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

## (交付決定通知の取消等)

第7条 教育長は、助成金の決定通知を受けた学校歯科医会において、その後の事情により特別の事情が生じたときは、助成金の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、また

はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

#### **(変更の承認)**

第8条 学校歯科医会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に教育長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業の内容に変更を加えようとするとき
- (3) 助成対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき

#### **(事故報告等)**

第9条 学校歯科医会は、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合または遂行が困難となった場合は、理由その他必要な事項を、書面によりすみやかに教育長に報告しなければならない。

- 2 教育長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、すみやかに学校歯科医会にその処理について適切な指示をしなければならない。

#### **(遂行状況報告)**

第10条 学校歯科医会は、事業の適正円滑な執行を図るため、その遂行の状況に関し教育長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

#### **(助成対象事業の遂行命令等)**

第11条 教育長は、学校歯科医会が提出する報告書もしくは地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成対象事業に適合する処置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前項の命令に違反したときは、当該助成対象事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

#### **(実績報告)**

第12条 学校歯科医会は、助成対象事業終了後、第3号様式による実績報告書をすみやかに提出しなければならない。

#### **(助成金額の確定)**

第13条 教育長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告書の審査等を行い、児童・生徒の歯の健康啓発のために実施する事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金額を確定し、第4号様式による助成金額確定通知書を学校歯科医会に送付するものとする。

#### **(請求書の提出)**

第14条 学校歯科医会は、前条に規定する助成金額確定通知書の送付を受けたときは、第5号様式による請求書を提出するものとする。

#### **(助成金の経理等)**

第15条 学校歯科医会は、助成金の収入・支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

#### **(検査等)**

第16条 教育長が助成対象事業の遂行状況および経理について検査等を求めたときは、学校歯科医会はこれに応じなければならない。

#### **(交付決定の取消)**

第17条 教育長は、次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき
- (2) 教育長の承認を得ずに他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

#### **(助成金の返還)**

第18条 教育長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、その事業の取り消しにかかる部分に関し、すでに助成金の全部または一部が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

#### **(違約金)**

第19条 前条の規定による返還の場合においては、助成金の交付をうけた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

#### **(財産処分の制限)**

第20条 学校歯科医会が、本助成金により取得しまたは効用を増加した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

#### **付 則**

この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

品川区教育委員会 教育長 様

所 在 地

学校歯科医会名

代 表 者 名

年度品川区内学校歯科医会助成金交付申請書

品川区内学校歯科医会助成金交付要綱第4条に基づき、下記金額を交付されたく、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 年度 学校歯科医会事業計画書

(2) 年度 学校歯科医会収支予算書

(第2号様式)

第 号  
年 月 日

様

品川区教育委員会

教育長

年度品川区内学校歯科医会助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度品川区内学校歯科医会助成金として、品川区内学校歯科医会助成金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり交付決定します。

記

1 交付予定額 金 円

(第3号様式)

年 月 日

品川区教育委員会 教育長 様

所 在 地

学校歯科医会名

代 表 者 名

品川区内学校歯科医会助成金に係る 年度実績報告書

助成対象事業を完了したので、品川区内学校歯科医会助成金交付要綱第12条に基づき、関係書類を添えて実績報告いたします。

記

- |   |    |               |
|---|----|---------------|
| 1 | 年度 | 学校歯科医会事業実績報告書 |
| 2 | 年度 | 学校歯科医会収支決算報告書 |

(第4号様式)

第 号  
年 月 日

様

品川区教育委員会

教育長

年度品川区内学校歯科医会助成金額確定通知書

年 月 日付で事業実績報告書および収支決算報告書が提出された  
年度品川区内学校歯科医会助成金について、品川区内学校歯科医会助成金交  
付要綱第13条に基づき、下記のとおり確定金額を通知します。

記

1 交付確定金額 金 円

(第5号様式)

年 月 日

品川区長 様

所 在 地

学校歯科医会名

代 表 者 名

年度品川区内学校歯科医会助成金請求書

年 月 日付 第 号で確定通知のあった 年度  
品川区内学校歯科医会助成金について、品川区内学校歯科医会助成金交付要綱第14条  
に基づき、下記の金額を請求いたします。

記

1 交付請求金額 金 円